

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月十七日奈良県指令建第一〇六一九九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年一月十八日建第九七四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市新泉町一九二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大安寺四丁目一―二四―一

吉本光太麿

吉本久美子